

医師確保を推進するための施策

1 基本的な考え方

- 医師確保対策は、大学や医師会、病院等の関係者の協力を得ながら施策を行っていく必要があります。そのため、地域医療対策協議会において、これらの関係者と十分な協議を行いながら、実効性のある施策に取り組みます。その際は、医療審議会や地域医療構想推進委員会、地域医療支援センターや医療勤務環境改善支援センター等と連携を図り、それぞれが取り組む施策との整合性を図ることとし、具体的な派遣先医療機関や医師数等については、本県における医療提供体制の構築に関する取組状況を踏まえながら決定することとします。
- 地域医療支援センターにおいては、地域医療の確保に関する調査分析や、医療関係者・医師・医学を専攻する学生等からの相談に応じ、必要な情報の提供・助言等の援助を行い、地域の医療提供体制の構築に必要な医師の確保に努めます。
- 短期的に効果が得られる施策と、医師確保の効果が得られるまでに時間のかかる長期的な施策が存在するため、これらを適切に組み合わせることにより、医師確保施策に取り組みます。

2 今後の主な施策

(1) 短期的に効果が得られる施策

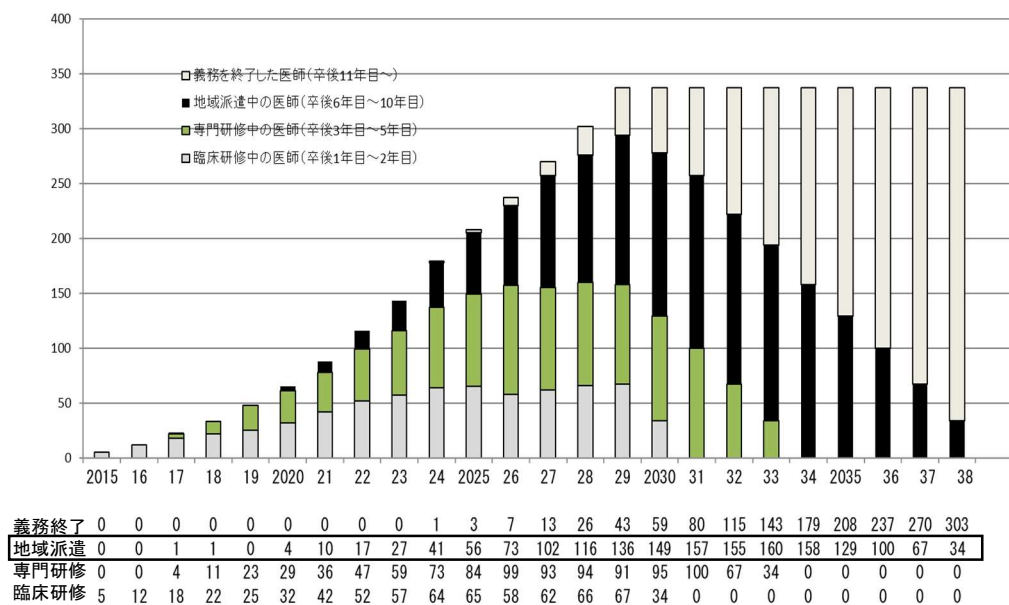
- 地域枠医師の派遣による偏在対策
 - ・ 地域医療対策協議会において、「キャリア形成プログラムの適用を受ける地域枠医師」の派遣調整を行い、医師が不足する医療機関へ派遣することにより、必要な医師の確保並びに医師の地域偏在の解消に努めます。
 - ・ 勤務期間は9年間とし、初期臨床研修（2年間）・専門研修（原則2年）は勤務期間に含めます。
 - ・ 派遣先医療機関については、地域医療対策協議会で協議し決定しますが、その際には、地域枠医師のキャリア形成にも配慮しつつ、本県の医師偏在対策が推進できるようバランスの取れたものとするよう努めます。
- 地域枠医師以外の医師の派遣による偏在対策
 - ・ 地域枠以外の医師についても、医師多数区域等の医療機関が医師不足地域の医療機関へ医師を派遣できるよう、医師派遣に要する経費等の支援を行っていきます。
 - ・ 多くの医師を派遣している大学病院等の医療機関に対しても、必要に応じて医師派遣を要請していきます。
 - ・ また、地域の医療ニーズに合わせて、巡回診療による医療の提供等、常勤医の派遣以外の取組による医師の確保についても必要に応じて検討を行います。

(2) 長期的な施策

○ 地域枠医師の養成による医師偏在対策

- ・ 地域枠を要件とした臨時定員増は 2024（令和 6）年度まで継続となっておりますが、本県の医師の充足状況及び国の臨時定員枠設置の考え方を踏まえ、今後の地域枠制度のあり方について検討します。
- ・ なお、2024（令和 6）年度の定員枠は、医学部を設置する県内 4 大学で 32 名とし、2025（令和 7）年度以降の医学部における地域枠の設置（又は地元出身者枠の創設）については、国が今後行う医師の需給推計の結果等を踏まえ、本県から大学に対して設置（創設）を要請できる条件を満たした場合に検討していくこととします。

<参考：地域枠医師の年度別派遣予定数>



(3) その他の施策

○ 病院勤務医の過重労働を解消するための勤務環境の整備等

- ・ 病院が新たに創設する救急勤務医の休日・夜間の手当に対する補助、新生児集中治療室において新生児を担当する医師の手当に対する補助、地域の中小産婦人科医療機関で帝王切開を行った医師に対する補助及び、地域でお産を支える産科医等の分娩手当に対する補助を行います。
- ・ 本県が設置している愛知県医療勤務環境改善支援センターにおいて、医師の勤務環境改善に努めます。
- ・ 地域において特別な役割を担う医療機関が実施する医師の労働時間短縮に向けた総合的な取組に補助を行い、勤務医の働き方改革を推進していきます。

○ 医師不足地域や診療科の病院勤務医の養成・確保等

- ・ 地域枠医師を養成するため、知事が指定した医療機関への勤務を償還免除要件とした修学資金を医学生に対して貸与します。
- ・ 地域医療、精神医療等を担う医師の養成を目的とした講座の大学への設置を支援します（寄附講座。名古屋大学、名古屋市立大学、愛知医科大学、藤田医科大学）。
- ・ 専門医研修に関して、医師不足地域の研修医療機関において専門医研修を行うために基幹施設が行う指導医の派遣に対して助成することにより、医師不足地域における専門医研修の実施体制の整備に努めます。
- ・ 医師無料職業紹介事業（ドクターバンク）を実施し、地域において必要とされる医師の確保に努めます。

○ 女性医師の働きやすい職場環境の整備

- ・ 病院内保育所の運営費に対する補助を行います。
- ・ 女性医師のキャリア継続を支援するために、女性医師のキャリア教育を推進すること、職場を離れた女性医師等の復職に対する支援、短時間勤務等を取り入れる医療機関への助成など、女性医師が育児をしながら働くことができる体制を整備します。